

レンタルボート規約同意書

- 第1条 レンタルボートをご利用いただくには2級以上の海技免許の所有と以下の規約をご理解頂きます。
- 第2条 レンタル船契約者（以下、船長、という）は海上法規、モラル、ローカルルールを厳守する事。
- 第3条 レンタル船の予約は電話、予約フォームで可能。契約者のお支払いが確認でき次第出港とする。
- 第4条 船長はレンタル船を第三者に又貸ししてはならない。
- 第5条 船のトラブル等で使用できなかった事による不便さ、損失当（電話料金、チャーター代、宿泊代、交通費、休業補償、業務損失、その他）の費用クレームは負担も受付も致しません。その事を条件にレンタルのご利用になります。
- 第6条 レンタル艇使用中の事故に関して当社は一切の責任は負いません。賠償責任、船体破損、物損事故、人身事故等全て船長自身でご負担、円満解決頂きます。ただし任意で適応可能な保険の用意もして有ります。万が一の為、出航前に保険加入をオススメ致します。**保険利用金額1回500円**になります。
- 第7条 出港時間をご連絡ください。ご準備が出来次第、船を降下し出港になります。ボートレンタル1便は早朝から～11時までお返し下さい。午後便貸し出しは11時30分～夕暮れまでです。ロング便は早朝から15時まで。急な海洋条件の悪化、お客様のご都合により早く帰港する場合は必ず帰港時間を指定の連絡先に連絡ください。
- 第8条 誤使用、誤作動、知識不足等の為に要した救助等の実費は別途ご請求書致します。又、海上状況によっては当社の判断で人命救助を最優先し関係期間へ連絡致します。
- 第9条 燃料は**レギュラーガソリンで満タン返し**となります。ご自分でご用意されるか当社で利用されるか予約時に教えて下さい。当社でのレギュラーガソリン価格は地元の値段になります。プラス買い出し給油代リッター10円加算になります。次の方への貸し出しも有る為出船前、出船後、立会いにて確認致します。
- 第10条 船前に運転免許証、海技免許の確認写真撮り致します。規約同意書の記入もお願い致します。（盗難、傷等物損を避ける為写真撮ります。）傷等物損は実費で支払い下さい。桜マーク指定のライフジャケットの着用義務を必ず厳守して下さい。桜マークの付いていないライフジャケットをお持ちの方はレンタルライフジャケットも有りますのでご利用下さい。
- 第11条 1便をご予約の場合、**30分延長ごとに5,000円**の追加料金をお支払い頂きます。時間は必ずお守りください。
- 第12条 ロング便をご予約で延長をされる時は必ずご連絡ください。30分延長ごとに500円の延長料金がかかります。安全を考慮の為、必ず日没までのご帰港ください。
上記理解の上、レンタル契約を結びます。

受付者 _____

契約日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

郵便番号 _____ 住所 _____

氏名 _____ 自宅電話 _____ 携帯電話 _____

***契約時に利用料のお支払いをお願いします。**

免許番号 第 _____ 号 免許有効期限 _____

利用日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 1便・2便・ロング便

契約艇 _____ f t ・ オプション 有 無 ・ レンタルロード 有 無 ・ 保険適用 有 無

保険内容：賠償責任1億・負担金500円（搭乗者の怪我、船体の破損は実費です）

※備考
.....切り取り.....

領収書 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 金 _____ 円也 レンタルボート・保険料 利用金額として

富山県高岡市あわら町2-4 株式会社 魚崎